

クラブ利用細則

【ご来場に際して】

1.開場・フロント

◆開場時間

平日 ・ 午前9：00 ～ クラブが定めた時間

土日/祝日・午前9：00 ～ クラブが定めた時間

◆フロントでQRコードを読みませ、ネームプレートを受け取ってください。

お車でお越しの方は、その旨をフロントへお伝え下さい。

2.車・バイク・自転車でお越しの方

◆車、自転車、バイクは、所定の場所に駐車してください。

◆お車でお越しの方は、徐行運転で安全には十分に注意してください。なお、駐車料金がかかります。

※ 料金表

1日毎のご利用時間	駐車料金(税込)
・ 3時間未満	→ ￥200
・ 3時間以上～4時間未満	→ ￥300
・ 4時間以上～5時間未満	→ ￥400
・ 5時間以上～6時間未満	→ ￥500
・ 6時間以上(1日最大)	→ ￥600

【注意】

1 回毎のご利用では、ありません。お車ご入場からご退場までのお時間 になります。ご退場時に、お支払いください。

3.服装

◆テニスにふさわしい服装をお願いします。

◆靴は、テニスシューズをご使用ください。

4.ビジター同伴の方

◆ビジターを同伴した会員は、ビジターのマナー、服装、本利用細則等の遵守について責任を持ち、ビジターの行為に注意してください。

【コート使用について】

1.使用規則

◆プレーに際し、ウエイティングボードのご利用コートに「名札」をかけて順番が来るまでお待ちください。

(ゲーム⇒黄色側、ラリー練習⇒青色側)

◆プレー相手への声掛けが心配な方は、遠慮なくフロントにお申し出ください。ご来場のメンバーさまをご紹介させていただきます。

◆壁打ちコートは札掛け不要です。コートの順番待ち中のアップとしてご利用ください。一度に3名まで入場可能です。

◆ゲーム利用は、ダブルス6ゲーム先取(ノードバンテージ方式・試合前の練習なし)、ラリー利用は、片面使用20分にて交代ください。シングルスゲーム、シングルスコートでのご利用、籠ボールを使つての練習は、他のコートも含め順番を待っている方がいない場合に限られます。

◆使用ボールは各自お持ちの上、プレー相手と順番に出し合つてプレーしてください。(フロントにて購入も可能です。)

◆ラリー練習の場合は、スコアカードを20分後の時間にセットください(分単位)。

◆ゲームの場合は、コートチェンジの際にスコアをめくつて試合進行が分かるように提示ください。

◆ゲームの場合は、コートチェンジの際にスコアをめくつて試合進行が分かるように提示ください。

◆次のコート利用者は、前組の進行を常に確認し、順番が来たら速やかにコートへお入りください。

◆ゲーム終了後(1ゲーム)および練習終了後(20分経過)は、すみやかにコートを出て次の順番の方にコートをお譲りください。

◆コート内での飲食は水分補給のみです。

◆お子様、見学者、ペットのコート内への入場はご遠慮ください。

◆コート以外でのテニスの練習は禁止です。

◆その他、コート利用に関する不明点はフロントへお尋ねください。

2.プレー中のご注意

◆コートの後ろを通つたり横切らないでください。

◆プレー中のコートとコートの間を通らないでください。

◆他のコートへボールが入った場合は、プレーが終わるまで待ち、急いでボールを拾いに行きましよう。

◆他のコートから入ってきたボールは、積極的に拾い、声を掛けたり丁寧にワンバウンドで返球しましよう。

◆万一ボールがフェンスを越えて隣家ならびに通行人・通行車両に損害を与えてしまった場合、当事者間において円満に解決する様努めて下さい。

◆判定は、フェアーにし、不明な時は、相手方へ有利になる様にしましよう。

【施設使用について】

◆ゴミは、必ず所定のゴミ箱をお願いします。

◆喫煙は、必ず所定の喫煙所をお願いします。

◆お酒の持込みは、一切お断りしております。

◆営利的な行為や施設利用は禁止です。又、許可なく施設内での販売行為、勧誘行為はお断りします。

◆クラブハウスに入る際は、シューズの砂をしっかりと落としてください。

◆貴重品の保管は各自をお願いします。盗難その他事故が発生した場合は、クラブでは責任を負いかねます。

◆駐車場内での事故・盗難・トラブルは、クラブでは一切責任を負いかねます。

◆持物等をロッカーの上部やロッカーの外に長期間放置しないようお願いします。又、クラブハウス内では、所定の位置に置き、テーブル上にラケット・バック・衣類等は、置かないでください。

◆シャワー・洗面は、施設内清掃の為18：00以降のご利用は出来ません。

◆施設内での火気等の使用は禁止です。

◆施設利用中に本人の故意又は不注意により器物の破損等を起こした場合は賠償の責任を負って頂く場合があります。

【マナーについて】

◆クラブ内では、お互いに気軽に挨拶をしましよう。

◆クラブにて購入の上飲酒される場合は、他の方に迷惑になる行為のないようお願いします。

お車・自転車でご来場の方の飲酒は一切お断りしています。

◆新会員や一人での会員には、声を掛け、プレーに誘いましよう。

◆お子様は、必ず保護者が責任を持って監視し、駐車場など危険な場所で遊ばせない様お願い致します。

◆マナーの点などで気になる方は、メンバー同士で注意し合い、お互いマナー向上に努めましよう。なお、不都合と思われる場合は、クラブへお申し出ください。

2025年3月1日 改定



クラブ会員規約

クラブ利用細則

お互いに楽しいクラブライフを
過ごしていただくための
ルールやマナーを守りましよう。

高松ローンテニスクラブ

高松ローンテニスクラブ会員規約

第1条 名称・所在地・運営

本クラブは、高松ローンテニスクラブ（以下「クラブ」という）と称し、事務局は東京都練馬区高松1-22-16におくものとします。なお、クラブは有限会社ダイゴ（以下「会社」という）が運営管理するものとします。

第2条 目的

クラブは、テニスを通して、会員相互の親睦と健康の増進を計り、スポーツマンシップを涵養すること、並びに地域社会のスポーツ文化の発展に貢献することを目的とします。

第3条 会員

クラブの会員種類は、下記の通りとし、会員期間は、2年間又は1年間とします。

（会員種類）

◇マスター会員（個人）

休業日を除き、常時コートを使用できる者。

◇ウイークデー会員（個人）

休業日土曜日祝日祭日を除き、平日コートを使用できる者。

◇WDアフタヌーン会員（個人）

休業日土曜日祝日祭日を除き、火、水、金曜日の平日

12時30分から17時迄コートを使用できる者。

◇ホリデー会員（個人）

休業日平日を除き、土曜日祝日祭日コートを使用できる者。

◇ユース会員（個人）

30歳未満で常時コートを使用できる者。

※変更希望月の前月8日までに、所定の書面による変更手続きを経て2ヶ月単位にて種別の変更が出来る。

第4条 入会資格

クラブへの入会資格は下記とします。

①会員期間中は本会員規約及びクラブ利用細則に従う者。

②クラブの秩序を乱す行為、他の会員への迷惑行為を行わない者。

③未就学児ではない者。

④所定の会費、入会金、更新料等を遅滞なく支払う者。

⑤刑事処罰等を受けたことがない者。

⑥表明・確約書を了承できる者。

なお、入会資格を満たす方でも、会社が入会承認しない場合、もしくは会員定数超過により、入会を許可しない場合があります。

第5条 入会手続き

入会希望者は、前条①～⑥をすべて満たすことを確認し、本会員規約及びクラブ利用細則を承認のうえ、クラブ所定の申込書を提出するものとします。なお、クラブより入会の承認を受けた場合は、クラブ所定の入会金及び会費等を支払うものとし、支払いが完了した時点で入会とします。

第6条 会員証

クラブは、会員に対し記名式(QRコード付き)会員証を発行するものとします。なお、会員証の売買、貸与、譲渡、名義変更及び質権の設定はできないものとします。また、今後デジタル会員証へ移行する場合があります。

第7条 会員資格の更新

会員期間満了時に会社所定の更新手続きを行い、更新料・会費を支払うことで会員資格を継続できるものとします。但し、会社は、更新手続きの際に会員として適当でないと判断した場合、更新をお断りすることができるものとします。なお、更新日より3ヶ月が経過し、更新手続き及び更新料・会費の支払いが行われない場合は自動的に退会とします。

第8条 入会金・更新料・会費・ロッカー使用料の支払い

会員は、入会金・更新料・会費・ロッカー使用料は前納するものとします。支払い方法については、初回以降『明治安田ビジネスサービス株式会社(MBS)』との提携による「口座振替サービス」を利用します。

第9条 会費等の変更・返還

入会金・更新料・会費・ロッカー使用料、その他の料金は、物価の高騰、その他経済情勢に変動が生じた場合、クラブの決定に基づき実施の3ヶ月前までに会員に対し予告することにより変更することができるものとします。なお、一度支払われた費用（入会金・更新料・会費・ロッカー使用料）は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条 利用可能施設

会員は下記の施設を利用できるものとします。

クラブハウス・オムニコート6面・壁打ちコート・駐車場・駐輪場・施設付帯の通路。

※クラブに隣接するインドアコートは利用できません。

第11条 施設の使用方法

会員は第10条記載の施設を利用する際は、本会員規約及びクラブ利用細則に従い利用するものとします。

第12条 会員資格喪失

会員が次の一つにでも該当する場合は、自動的にその会員資格を喪失するものとします。

①退会又は死亡したとき。

②会員がクラブに対する諸支払いを3ヶ月以上滞納し、当クラブより期限を定めてする催告に応じない場合。

③第13条記載の除名処分を受けたとき。

④第20条記載の事由が発生したとき。

第13条 除名

会員が次の一つにでも該当する場合は、クラブは会員を除名することができるものとします。

①本会員規約及びクラブ利用細則に違反したとき。

②クラブの秩序を乱したとき、又は乱していると会社が判断したとき。

③クラブ及び会社の名誉、信用を著しく傷つけたとき。

④他の会員に対する迷惑行為があると判断したとき。

⑤会費等の支払いを3ヶ月以上滞納し、会社の請求に応じなかったとき。

⑥刑事処罰等を受けたとき。

⑦暴力団等の反社会勢力と関わりがあると判断したとき。

⑧理由の如何を問わず、除名が妥当であると会社が判断したとき。

第14条 休会

会員が病気、治療、勤務都合、自己都合等の正当な理由により2ヶ月以上クラブを利用できない場合は、休会開始希望月の前月8日までに所定の休会届による休会手続きを経て、休会費を納入した上で会員資格を保留することが出来るものとし、休会理由をクラブが承認し休会届を受理した場合は、クラブが定める休会措置を受けることができるものとします。なお、休会中は原則として月1回まで、所定のビジター料を支払うことによりビジター利用ができるものとします。

第15条 退会

会員が退会する場合は、退会希望月の前月8日までに所定の退会届を提出するものとします。

クラブが退会届を受理した時をもって退会とします。

なお、会費等の未納分がある場合は、退会日までに残金全額を一括して支払うものとします。

第16条 クラブ休業日

クラブの休業日は、下記とします。

①毎週月曜日。(祝日の場合は、営業します。)

②年末年始のクラブ所定の一定期間。

③夏期・冬期のクラブ所定の一定期間。

④雪・台風・豪雨・強風等の悪天候、地震等の天災。

⑤会員の健康・安全を脅かす事由の発生、行政からの休業要請。

なお、クラブは、イベント、施設の修繕等がある場合も事前に掲示等することにより臨時休業又は施設の利用制限等ができるものとします。

第17条 ビジター利用

会員は、下記をすべて確認したうえ、会員以外の方をビジターとして同伴することができるものとします。

①クラブ所定のビジター料を支払う。

②施設内におけるビジターの行為については、同伴した会員が一切の責任を負う。

③ビジター利用の予約を必要とする。(同一人物は月に一度限り)

予約がない場合は、混雑時及び混雑が予想される時及びビジター定員超過時は、ビジター利用をお断りする場合がある。

④第18条記載の免責事項は同伴者にも有効とし、会員が告知する。

⑤未就学児のビジター利用はできない。

第18条 免責事項

クラブは、クラブ施設内及び施設近隣等で発生した事故、死亡、傷害、後遺障害、盗難等について一切の責任を負わないものとします。

第19条 譲渡禁止

クラブの会員資格を他人に譲渡できないものとします。

第20条 クラブの閉鎖

会社は、天災地変及び著しい社会情勢の変化並びに相続発生等のクラブ及び会社運営上においてやむを得ない事由が生じた場合、会員に対し6ヶ月前に予告することにより無条件にクラブの閉鎖、縮小、経営権譲渡等を行うことができるものとします。

※ 附 則

会員全般に対する連絡または報告すべき事柄はすべて本クラブ内に設置してある掲示板に掲示することで通知方法とします。

2025年3月1日 改定